

公有財産規則及び債権の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 31 号

公有財産規則及び債権の管理に関する規則の一部を改正する規則

(公有財産規則の一部改正)

第 1 条 公有財産規則(昭和 39 年岩手県規則第 40 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 課長等 次に掲げるものをいう。 ア <u>総合政策室</u> にあつては政策推進課総括課長、地域振興部にあつては地域企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長及び観光課総括課長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、総務部にあつては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長並びに出納局にあつては管理担当課長 イ～オ [略] カ <u>人事委員会事務局総務課長</u> キ [略] (3)～(6) [略]	(定義) 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 課長等 次に掲げるものをいう。 ア <u>総合政策部</u> にあつては政策推進課総括課長、地域振興部にあつては地域企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長及び観光課総括課長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、総務部にあつては総務室長、管財課総括課長及び総合防災室長並びに出納局にあつては管理担当課長 イ～オ [略] カ <u>人事委員会事務局職員課長</u> キ [略] (3)～(6) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(債権の管理に関する規則の一部改正)

第 2 条 債権の管理に関する規則(昭和 39 年岩手県規則第 43 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第 2 条 [略] 2 [略] 3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) <u>総合政策室</u> にあつては政策推進課総括課長、地域振興部にあつては地域企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、総務部にあつては総務室長及び出納局にあつては管理担当課長 (2)～(5) [略]	(定義) 第 2 条 [略] 2 [略] 3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。 (1) <u>総合政策部</u> にあつては政策推進課総括課長、地域振興部にあつては地域企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、総務部にあつては総務室長及び出納局にあつては管理担当課長 (2)～(5) [略]

(6) <u>人事委員会事務局総務課長</u>	(6) <u>人事委員会事務局職員課長</u>
(7) [略]	(7) [略]
4・5 [略]	4・5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。